

議案第131号

## 静岡市三保松原文化創造センター条例の一部改正について

静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市三保松原文化創造センター条例の一部を改正する条例

静岡市三保松原文化創造センター条例（平成30年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,290円」を「1,320円」に、「2,050円」を「2,090円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市三保松原文化創造センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市三保松原文化創造センターの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。